



就学援助費の申請受付

- 資格 次の全てに該当する世帯
 - 保護者と児童・生徒が市内に在住
 - 公立小・中学校に在学
 - 平成27年の世帯の収入金額が生活保護法による基準額(家族構成により異なる)の1.5倍未満
- ※火災や天災などに遭われた方は、お問い合わせください。
- 助成対象 学用品・通学用品費、新入学学用品費、修学旅行・移動教室・校外活動費、給食費、卒業記念品費、副教材費、学校病(虫歯・中耳炎など)の治療費
- ◆申請受付
 - 時・場 4月8日(金)～28日(木)・教育企画課(保谷庁舎3階)
 - 4月18日(月)～22日(金)・田無庁舎1階
- 必要書類
 - ①就学援助費申請書
 - 市内小・中学校在学者…4月初旬に学校で全員へ配布
 - 市外小・中学校在学者…受付窓口で配布
 - ②添付書類(いずれもコピー可、郵送不可)
 - 給与収入のある方…平成27年分源泉徴収票
 - 自営収入のある方…所得税の納税証明書・確定申告書の控え^{など}
 - そのほか収入のある方…平成27年中に得た収入が証明できるもの
 - アパートなどに居住の方…契約書など平成27年12月の家賃額が分かるもの
- ◆教育企画課(保) (☎042-438-4071)

くらし

定時チャイムの放送時間変更

毎日放送している防災行政無線による定時チャイムの放送時間は、4月1日～9月30日の間、午後5時30分となります。
◆危機管理室(保) (☎042-438-4010)

ごみ分別辞典(50音順)の訂正

平成27年10月に全戸配布した「ごみ分別辞典(50音順)」の内容に一部誤りがありましたので、修正をお願いします。
●「エアロバイク」の処理手数料 (誤)500円 (正)1,500円
◆ごみ減量推進課(保) (☎042-438-4043)

ごみ分別に関する臨時窓口の開設

転出・転入をする方やごみの分別にお困りの方は、ぜひご利用ください。
時・場 4月4日(月)～6日(水)・田無庁舎2階
4月7日(木)・8日(金)・保谷庁舎1階
※いずれも午前9時～午後4時
◆ごみ減量推進課(保) (☎042-438-4043)

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。
時・場 4月16日(土)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎1階
※1人40分程度
対 市内にある地上2階建て以下の木造一戸建て住宅で、自ら所有し居住している住宅
※原則、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅
定 8人(申込順)
申 4月13日(木)までに電話で下記へ
□相談員 住みよい町をつくる会
◆都市計画課(保) (☎042-438-4051)

西東京いきいの森公園および周辺の市立公園の指定管理者

4月1日～平成33年3月31日(5年間)の管理運営を行う指定管理者を指定しました。
対象となる公園は市(保)をご覧ください。
□指定管理者 共同事業体西東京の公園・西武パートナーズ
□主な業務

- 公園の維持管理に関する業務…樹木の剪定伐採、草刈り、清掃、施設の修繕^{など}
- 公園利用者などの対応…公園利用者・市民などからの要望や苦情などの対応
- 公園施設の受付…西東京いきいの森公園のスケート広場・セミナールーム・バーベキューコーナーの受付(予約を含む)

※市立公園の使用許可はこれまでどおりみどり公園課で行います。
□管理所 西東京いきいの森公園パークセンター(☎042-467-2391)
◆みどり公園課(保) (☎042-438-4045)

募集

公衆衛生栄養相談員

- 資格 管理栄養士^{など}
- 人数 1人
- 業務 地域保健事業(母子・成人)
- 期間 5月1日(予定)～平成29年3月31日(週5日)
- 報酬 日額1万4,000円
- 選考方法 面接
- 試験日 4月19日(火)
- 試験案内 4月14日(木)まで、健康課(保谷保健福祉総合センター4階)・職員課(田無庁舎5階)で配布
- ※市(保)からもダウンロード可
- ※詳細は、試験案内をご覧ください。
- ◆健康課(保) (☎042-438-4021)

学童クラブ指導嘱託員(平成28年度採用)

- 人数 5人程度
- 選考方法 面接
- 試験日 4月24日(日)
- 受付期間
 - 郵送…14日(木)まで(消印有効)
 - 持参…15日(金)まで
- 募集案内 児童青少年課(田無庁舎1階)で配布
- ※市(保)からもダウンロード可
- ※詳細は、募集案内をご覧ください。
- ◆児童青少年課(保) (☎042-460-9843)

消費生活相談員(6月1日付採用)

- 資格 パソコンの入力操作ができ、次のいずれかの資格がある方
 - (独)国民生活センターが認定する「消費生活専門相談員」
 - (財)日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」
 - (財)日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」
- 人数 1人
- 報酬 日額1万3,000円
- 選考方法 書類選考後に面接
- 試験日 4月23日(土)
- 受付期間 4月1日(金)～13日(水)
- 募集要項 受付期間中、協働コミュニティ課(保谷庁舎3階)・職員課(田無庁舎5階)で配布

※市(保)からもダウンロード可
◆協働コミュニティ課(保) (☎042-438-4046)

外国人のためのリレー専門家相談会 通訳ボランティア

文化・習慣の違いなどからさまざまな悩みや問題に直面する外国籍市民のために、4月～平成29年3月にかけて「外国人のためのリレー専門家相談会」を開催します。都内の自治体や国際交流協会などが約20カ所で順次実施していくもので、本市は8月27日(土)を予定しています。この相談会で、専門家との間に立って通訳をしてくださるボランティアを募集します。応募された方には総合防災訓練での通訳協力の案内などをいたしますので、可能な範囲でご協力をお願いします。
□資格 市内在住・在勤・在学中で、弁護士など各種専門家との通訳ができ、研修会および相談会にボランティアとして参加できる方(国籍・言語は不問)
申 4月21日(木)までに、はがきまたはEメールで、住所・氏名・電話番号とファクスの有無・Eメールアドレス・通訳ができる言語を、〒202-8555市役所文化振興課「通訳ボランティア担当」係へ
※件名に「28通訳ボランティア」と明記
◆文化振興課(保) (☎042-438-4040) [✉bunka@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:bunka@city.nishitokyo.lg.jp)

傍聴 審議会^{など}

- 社会教育委員の会議
 - 時 4月11日(月)午後2時～4時
 - 場 保谷庁舎3階
 - 内 今後の活動
 - 定 5人
 - ◆社会教育課(保) (☎042-438-4079)
- 男女平等推進センター企画運営委員会
 - 時 4月14日(木)午後6時
 - 場 住吉会館ルピナス
 - 内 男女平等参画推進事業^{ほか}
 - 定 3人
 - ◆協働コミュニティ課 (☎042-439-0075)

行政不服審査制度の改正

行政不服審査法が全部改正されたため、本市の行政不服審査制度についても法の規定を参考にしつつ、4月1日から制度の改正を行います。

行政不服審査制度とは

行政庁が行った処分などについて、原則最上級行政庁に対して不服を申し立てられる制度です。

改正の目的・趣旨

公平性および利便性向上の観点から、不服申立て制度について見直しが行われました。

主な改正点

- 不服申立て手続きのうち異議申立てが廃止され、「審査請求」に一元化されます。
- 審査請求できる期間が60日から「3カ月」に変更されます。

- 審理員制度が導入され、処分に関与していない職員が審理手続きを進行し、意見書を作成します。

- 第三者機関として、専門の識見を有する5人以内の者で構成される「行政不服審査会」が新たに設置され、審理員の行った審理手続きの適正性や審査庁(市)の判断の適否を審査します。

※上記の改正点については、個別の法令などで特別の定めがある場合もあります。詳細は、市が送付する決定通知書などの記載を確認してください。

◆総務法規課(保) (☎042-460-9811)

改正行政不服審査法による手続きの概略(不服申立て先が市長の例)

